

中国日本商會會費規程

1980年12月10日總會決議
1984年4月9日總會決議一部追加
1985年4月6日總會決議一部改正
1986年4月5日總會決議一部改正
1988年4月16日總會決議一部改正
1989年4月5日總會決議一部改正
1990年4月24日總會決議一部改正
1991年4月13日總會決議一部改正
1994年4月8日總會決議一部改正
1996年4月5日總會決議一部改正
1997年4月11日總會決議一部改正
2001年4月19日總會決議一部改正
2004年4月22日總會決議一部改正
2006年4月20日總會決議一部改正
2011年4月18日總會決議一部改正
2012年4月18日總會決議一部改正
2014年4月21日總會決議一部改正
2015年4月23日總會決議一部改正
2019年4月17日總會決議一部改正
2023年4月18日總會決議一部改正
2026年4月15日總會決議一部改正

中国日本商會（以下「日本商會」という）定款第26条第2項に規定する入会金及び会費は、以下の會員区分に基づき下記の通りとする。

- ・市内法人會員(第5条第1項第1号及び第2号に該当する者のうち北京市内に所在する者)
- ・市外法人會員(第5条第1項第1号及び第2号に該当する者のうち北京市外に所在する者)
- ・個人會員（第5条第1項第3号に該当する者）
- ・贊助會員（第5条第2項に該当する者）

1. 入会金

- (1)法人（団体）會員 300 元
- (2)市外法人（団体）會員 300 元
- (3)個人會員 100 元
- (4)贊助會員 100 元

但し、(1) 及び (2)の代表者の交替については入会金を徴収しない。

2. 会 費

- (1) 法人（団体）会員 a . 年間基本会費 5 1 0 0 元
但し、日本法人が中小企業（日本の中小企業基本法の定義による）
の場合義による）の場合 4,080 元
b. 法人規模会費（年額）
（当該法人にて外国人就業証取得の日本人と北京を活動地域とする
日本人）
1 人目 2,160 元
2・3 人目 1,920 元
4 人目以降 1,800 元
但し、法人規模会費は 40 名を上限とする。
- (2) 市外法人（団体）会員 年間 3,420 元
- (3) 個人会員 年間 1,500 元
- (4) 賛助会員 年間 1,860 元

3. 会費は、4 月から翌年 3 月までの 1 年分一括払いを原則とする。

年度の途中入会については、入会が承認された月から翌 3 月までの月数にて年間会費額
月までの月数にて年間会費額を按分するものとする。

4. 複数の業種別部会に入会を希望する会員は、上記会員区分によらず、追加 1 部会当たり年
間 600 元の会費を納入するものとする。

ただし、申し込み月が 10 月から翌 3 月までの場合は、300 元とする。

5. 日本商会理事会の決議により、必要に応じて臨時会費または特別会費をその都度徴収する
ことができる。

6. 日本商会の役員に就任した者は、理事会関係費用を補填するため、下記の通りの特別会費
を納入することとする。

(1) 会長、副会長 年額 12,000 元

(2) その他の役員 年額 6,500 元

7. 中国内に所在する日本人組織の会員であって、日本商会からの求めに応じ日本商会の役員
に就任した者に対しては、入会金、会費及び特別会費の納入を免除することができる。

8. 日本商会からの求めに応じ、アンケート調査に協力する中国内に所在する法人であって、
定款第 7 条及び第 8 条に規定する権利を行使しない会員に対しては、入会金及び会費の納入
を免除するものとする。

以 上